

随意契約理由書及び比較見積省略理由書

1. 契約工事名

日本万国博覧会記念公園 野球場スコアボード外設備外改修工事（その2）

2. 随意契約理由

本工事は、野球場に設置しているスコアボード設備一式及び迎賓館、日本民芸館に設置している非常照明設備一式を改修するものである。

本工事は、条件付一般競争入札により令和7年6月6日に入札公告を行い、同月27日に開札を実施したところ、応札者2者のうち2者とも予定価格超過であったため再入札となり、同年7月2日に再入札の開札を実施したところ、1者が最低制限価格を下回り失格となり、1者は予定価格超過となった。

再度公告入札に付すると、必要な工期を確保することができないため工事の目的を達成できなくなる。

以上により、大阪府 財務規則の運用第62条関係第2項第13号に基づき比較見積書を省略し、予定価格超過の1者から見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものである。